## 随意契約理由

## 令和7年(2025年)10月31日

契約担当課名	デジタル戦略課
発注担当課名	デジタル戦略課
契 約 名 称	豊中市統合 NW(戸籍・コンビニ等システム標準化に伴う NW
	設定) 変更業務委託
契 約 内 容	豊中市統合 NW(戸籍・コンビニ等システム標準化に伴う NW
	設定) 変更業務委託
契 約 締 結 日	令和7年9月26日
及び契約期間	令和7年9月26日から令和8年3月31日まで
契約の相手方	大阪府大阪市北区大深町3番1号
(所在地・名称)	ユニアデックス株式会社 関西支店
契 約 金 額	1,398,870円
	(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当)
随意契約理由	今回行う契約は標準化に伴い、接続方式が変更となったシステムと通信を行うために、豊中市統合ネットワーク(以下統合NW)の機器設定を実施するものです。 統合NWは、ユニアデックス株式会社 関西支店が独自に構築を行ったものであり、本作業は既設の個人番号を取り扱う住民情報系や行政系・コア系といった業務に不可欠なネットワークと密接不可分な関係にあります。そのため、同一事業者以外のものに作業を実施させた場合、統合NWの安定使用及び品質の確保、トラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じる恐れがあるため、随意契約を行うもの。